

○津山圏域資源循環施設組合公印規則

平成21年4月1日

津山圏域資源循環施設組合規則第4号

(目的)

第1条 この規則は、津山圏域資源循環施設組合における公印の管守及び使用その他公印について必要な事項を定めることを目的とする。

(公印の定義)

第2条 この規則で「公印」とは、公文書を作成するために使用する庁印及び職印をいう。

(公印の種類等)

第3条 公印の様式、名称、書体、寸法、使用区分、管守者、印材及び個数は、別表第1のとおりとする。

2 公印は、管守者が責任をもって保管しなければならない。

(準用)

第4条 公印の使用及び取り扱い等については、津山市公印規則（昭和28年津山市規則第8号）の規定を準用する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成23年8月27日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成28年6月1日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

様式 (別掲)	名称	書体	寸法	使用区分	管守者	印材	個数
1	津山圏域資源循環施設組合管理者印	てん書	方ミリ 21	管理者名をもって する公文書	事務局長	水牛	1
2	津山圏域資源循環施設組合会計管理者之印	同上	21	会計管理者名をも ってする公文書及 び出納事務用	会計管理 者	同上	1
3	津山圏域資源循環施設組合管理者職務代理者印	同上	21	管理者職務代理者 名をもってする公 文書	事務局長	木	1

4	津山圏域資源循環 施設組合事務局長 之印	同上	21	事務局長名をもつ てする公文書	同上	同上	1
5	津山圏域資源循環 施設組合会計管理 者職務代理者印	同上	21	会計管理者職務代 理者名をもつてす る公文書及び出納 事務用	会計管理 者	同上	1

別掲様式

(1)

管	施	資	津
理	設	源	山
者	組	循	圏
印	合	環	域

(2)

管	設	資	津
理	組	源	山
者	合	循	圏
之	会	環	域
印	計	施	域

(3)

職	組	源	津
務	合	循	山
代	管	環	圏
理	理	施	域
者	者	設	資
印			

(4)

局	設	資	津
長	組	源	山
之	合	循	圏
印	事	環	域
	務	施	域

(5)

職	会	循	津
務	計	環	山
代	管	施	圏
理	理	設	域
者	者	組	資
印		合	源